

徳島県環境審議会設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月十九日

徳島県知事
後藤田正純

徳島県条例第八号

徳島県環境審議会設置条例の一部を改正する条例

徳島県環境審議会設置条例（平成六年徳島県条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「四十人」を「三十人」に改める。

附則

この条例は、令和八年八月一日から施行する。